

# 利用できます

# 高齢者福祉サービスのお知らせ

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、65歳以上の方のサービスをご紹介します。

## サービスを利用する前に

高齢者福祉サービスを利用するには、申請、または申し込みが必要です。事前にご確認ください。

申請用紙等は保健センター

や町地域包括支援センター(月京30-18「望星大磯薬局ビル1F」)に用意してあるほか、町ホームページからもダウンロードすることができます。



## サービスの主な内容

### 紙おむつ購入費助成

紙おむつ購入費の一部を助成します。

▼対象者 次のすべてに該当する方

・要介護4または5の認定を受けている

・市町村民税が本人非課税

・常時紙おむつが必要

▼内容 助成

券を交付  
(年間4万円を限度)



### 緊急通報サービス

緊急通報装置を貸し出します。

緊急時には、ペンダント型発信機と人感センサーにより、管理センターに通報されます。

▼対象者 ひとり暮らしの方

・日中ひとりで過ごされている方  
▼利用料 1月あたり800円  
(減免あり)

### 配食見守りサービス

安否確認を兼ねたお弁当の配達を行います。1日1食(昼または夕)週5日まで利用可能。

▼対象者 ひとり暮らしの方、高齢者のみ世帯の方

▼利用料 1食あたり500円  
(減免あり)



### 訪問理美容出張費助成

自宅で理美容サービスを利用するための出張費を助成します。

▼対象者 次のいずれかに該当する方

・要介護4または5の認定を受けている方

・障害程度等級が1・2級で外出が困難な方  
▼内容 助成券を交付  
(年間6,000円を限度)

### 軽度生活支援サービス

一時的な体調不良や退院直後の回復期など、日常生活に支障がある方に、回復するまでの短期間、日常生活の支援を実施。

▼対象者 ひとり暮らしの方、高齢者のみ世帯の方、日中ひとりでご過ごされている方

▼利用料 1時間あたり600円(減免あり)

▼内容 外出時や食事、洗濯、掃除の援助を実施(1日2時間以内で月10日を限度)



### 介護者支援はりきゅうマッサージ助成

重度の要介護者を自宅で介護している主な介護者に対し、身体的負担の軽減を図るために出張マッサージ等費用の助成を実施。

▼対象者 次のすべてに該当する方

・要介護4・5の方を自宅で介護している方

・要介護認定を受けている方と生計を一つにしている方

・重度の要介護者が福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入以外の介護サービスを利用していない方

▼内容 助成券を交付  
(年間36,000円を上限)



### 介護タクシー利用助成

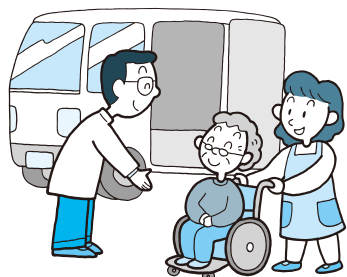
常時車いすを利用している方で、公共交通機関を利用することが困難な方に、介護タクシー利用助成券を交付。

▼対象者 次のすべてに該当する方

・要介護認定を受けている方

・常時車いすを利用している方

・当該年度において在宅障害者タクシー利用助成を受けていない方  
▼内容 助成券を交付  
(年間36,000円分を限度)



◎問い合わせ 福祉課

☎内線302・315・316